



第 4 3 号

志部 淳之介
KCCN 事務局
弁護士

消費者契約法が変わります！

－ 専門調査会報告書が公表されました －

これまで当団体が差し止め請求等で利用してきた消費者契約法が改正されようとしています。平成29年8月4日、消費者契約法の専門調査会は、これまでの審議の取りまとめとしてひとつの報告書を公表しました。報告書では、7つの論点について、改正の提案がなされています。簡単に解説しますと、次のような内容です。

1 不利益事実の不告知(4条2項)

→故意だけでなく事業者に重大な過失がある場合にも取消が可能に。

2 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型の追加(4条3項)

→就職セミナー商法やデート商法の取消が可能に。

3 心理的負担を抱かせる言動等による困惑類型の追加(4条3項)

→契約前に、事業者が契約の一部を行い、それを理由に契約を迫る類型等が取消可能に。

4 「平均的な損害の額」の立証に、推定規定が追加(9条1号)

5 無効となる不当条項のリストが追加

6 条項使用者不利の原則が努力義務として一部規定(3条1項)

7 消費者に対する配慮に努める義務の追加(3条1項)

改正提案の評価としては、一部不十分な点があるものの、法改正の方向性が具体的に示されたことは一歩前進です。困惑類型が増えたことも評価できると思います。これらの提案は、確実に法改正を実現すべきです。

一方で、改正からこぼれ落ちてしまった論点もあります。最も重要なのは、「合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型」の論点のなかで、高齢者や若年者等の判断力の不足等を不当に利用し、不必要な契約や過大な不利益をもたらす契約の勧誘について、取消を認める改正がされなかったことです。こうした勧誘による消費者被害は、今なお後を絶ちません。民法の成年年齢が引き下げられる可能性が高いことから、若年成人を保護する対応をとることは喫緊の課題です。

当団体は、このような改正内容を実現すべきという意見書を公表しました。また、例会でもこのテーマを取り上げて議論しました。今後も、重要な課題として位置づけ、消費者にとってより良い消費者契約法の改正を目指していきたいと思います。

(2017年10月)